

## 水田の所有者の皆様へ

### 担い手が農地を借りてくれなくなるかも

5年間に一度も水稲作付け（水張り）を行わなかった水田については、令和9年度から、国の水田活用の直接支払交付金の対象外になることから、**多くの受け手が借入れしなくなることが予想されます**（一度、交付対象外となると、原則、交付対象水田には戻りません）。

**水稲作付け（水張り）できるように用排水路等を整備し、水田機能を維持しましょう。**

### 水田の所有者へのお願い



#### 【農地を貸付けている方】

- ① 農地の受け手に水稲作付けまたは水張りするよう依頼しましょう。
- ② 用排水路等の不具合がある場合は、所有者自らが調整してください。
- ③ 地域外の受け手は、地域の水利慣行など、水張りすることが難しいことがあります。耕作者と相談の上、近隣農家や地域の水利組合等と協力して対応するようお願いします。

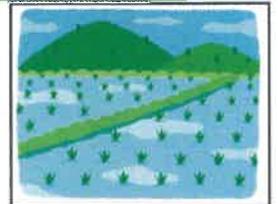


#### 【自作されている方】

- ① 現在、自作されている方でも、今後、農地を貸す可能性がある方は、水稲作付けまたは水張りを行いましょう。
- ② 営農計画書を提出していない場合は、水稲作付け(水張り)することを各市町地域農業再生協議会に報告してください。

### 水稲作付けや水張りしない場合、今後どのような問題が想定されるのか？

- ① **水稲作付け（水張り）を行わない水田については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となり、新たな借受けを断られたり、既存の貸借を解約される可能性があります。**
- ② 農地の受け手がいなければ、自ら農地を管理する義務があります。
- ③ 自ら管理できない場合は、**機械銀行等に管理を委託する必要があります。適正に管理するには、最低年2回は耕起等をする必要があります。**（県内機械銀行平均作業料金：耕起 11,300 円/10a、畦畔草刈 40～350 円/m）



### 問合せ先

- 水田農業やその交付金関係について  
お近くの各市町地域農業再生協議会（各市町役場の農業主務課内）または、**香川県農業生産流通課 電話 087-832-3418 まで**
- 地域の農地の貸借について  
お近くの各市町農業委員会や市町駐在の農地集積専門員 または、**公益財団法人香川県農地機構 電話 087-816-3955 まで**